

ごみ減量・リサイクル推進事業に関するアンケート調査

報 告 書

令和 6 年 7 月

茅ヶ崎市

環境部資源循環課

目次

I	調査の目的等	2
1.	調査の目的	2
2.	ごみ減量・リサイクル推進店とは	2
3.	調査の概要	2
II	調査結果について	3
1.	実施している推進事業について	3
①	包装の簡易化推進	3
②	再生品の販売推進	5
③	資源回収及び買換え古品の下取り等の推進	6
④	詰め替え用品等の無駄のない製品の販売推進	7
⑤	その他のごみ減量・リサイクルの推進	8
⑥	その他独自に行っているごみ減量・リサイクル推進事業	9
2.	推進事業の現在の実施有無について	11
3.	認定店と他店舗との取り組みの違いについて	12
4.	他店舗との取り組みの違いがあると考え理由について	13
5.	他店舗との取り組みの違いはないと考える理由について	14
6.	自由記述	15
7.	その他ご意見	15
III	調査依頼	16
IV	調査票	17
V	茅ヶ崎市ごみ減量・リサイクル推進店認定要綱	20

I 調査の目的等

1. 調査の目的

本市では、平成7年10月1日より、ごみの減量及びリサイクルに積極的に取り組む市内の販売店等を『茅ヶ崎市ごみ減量・リサイクル推進店』として認定してきましたが、令和2年7月1日から全国全ての小売業者に対してレジ袋の有料化が義務となり、マイバッグの持参が一般的となるなど、ごみ環境を取り巻く社会情勢が加速度的に変化していることを踏まえ認定店制度の今後のあり方について検討を行うことを目的にアンケートを実施したものです。

2. ごみ減量・リサイクル推進店とは

「茅ヶ崎市ごみ減量・リサイクル推進店認定要綱」で定める6つの推進事業のうち2つ以上に取り組んでいる店舗を、「ごみ減量・リサイクル推進店」として認定しステッカーの配付、店舗は宣伝広告を行い、市は広報誌等で周知することとしています。

推進事業
1. 包装の簡易化推進
2. 再生品の販売推進
3. 資源回収及び買換え古品の下取り等の推進
4. 詰め替え用品等の無駄のない製品の販売促進
5. その他のごみ減量化・リサイクル推進
6. その他独自に行っているごみ減量・リサイクル推進事業

3. 調査の概要

本調査の概要は、以下に示すとおりです。

○調査対象：茅ヶ崎市ごみ減量・リサイクル推進店登録店舗

○調査方法：郵送配布・電子アンケート回答

○調査時期：令和6年6月5日(水)～令和6年6月28日(金)

○登録店舗数：80店舗

○有効店舗数：68店舗（郵便未着のため廃業みなし扱い11店舗、市外移転1店舗）

○回答店舗数：41店舗

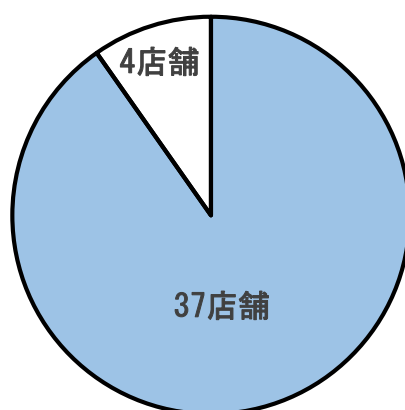
○回答率：60.3%

Ⅱ 調査結果について

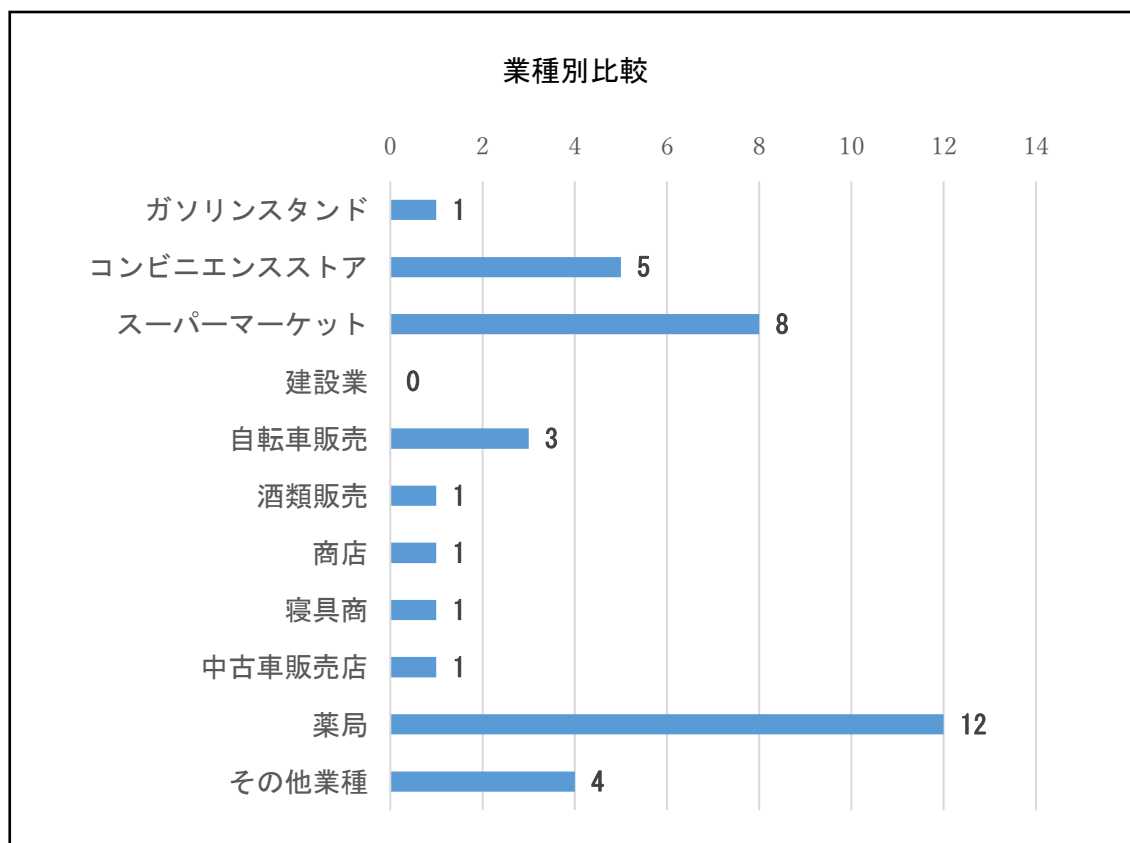
1. 実施している推進事業について

- ◆ ごみ減量・リサイクル推進店として実施している推進事業について項目毎に尋ねたところ次のとおりの結果となった。(複数回答可)

① 包装の簡易化推進



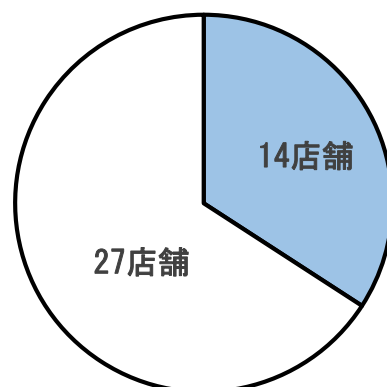
■ いずれか1つでも実施 □ 実施項目なし



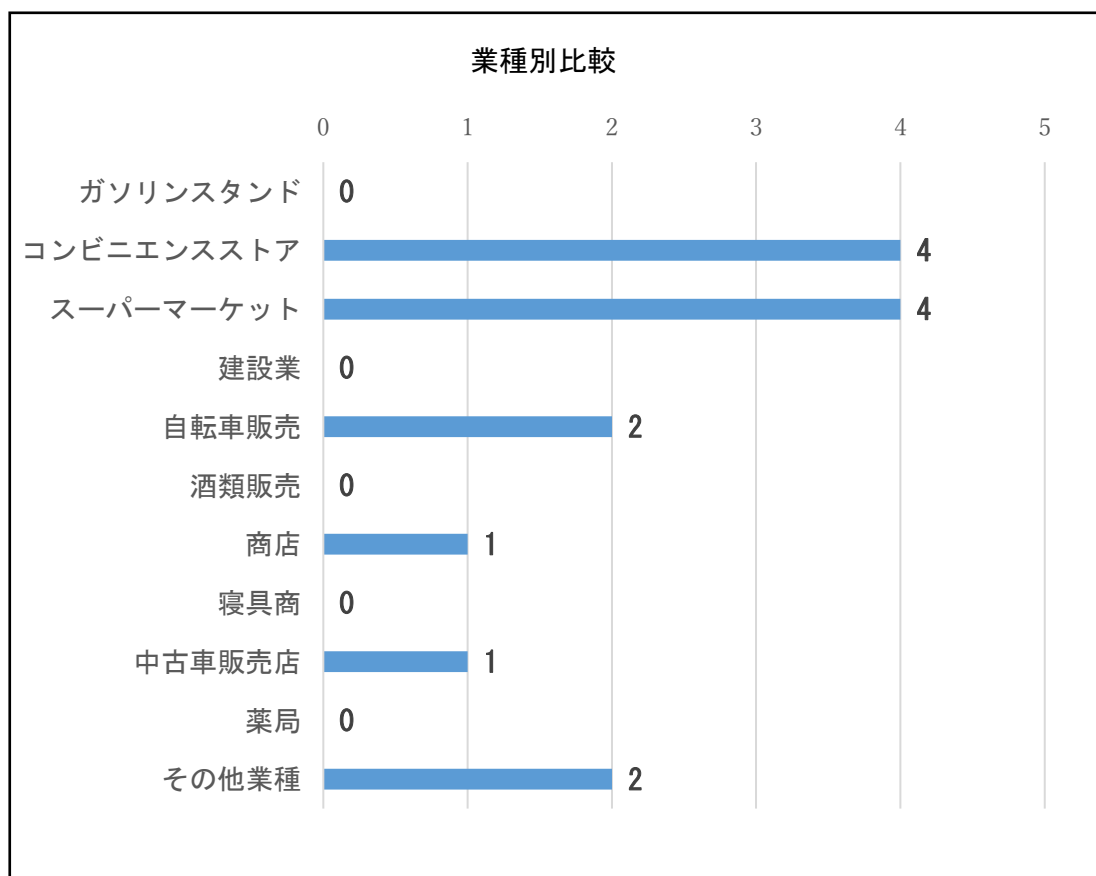
項目名	回答数
店内に包装しない旨の表示をしている	4
化粧箱や包み紙等の包装の簡素化のため、包装の仕方を消費者に確認している	12
商品の一部を覆うにすぎない程度の包装紙を使用している	5
ギフト商品等は、のしを印刷した包装紙を使用している	4
簡易包装推進のため「オリジナルマーク」を作成して普及に努めている	2
包装の必要があるときは、有料で実施している	7
ギフト用の箱は、すべて有料としている	4
トレーの使用削減を推進している	5
レジ袋を廃止して、買い物袋持参の推進をしている	24
裸売りや量売りを推進している	8

- 『包装の簡易化推進』については、41 店舗中 37 店舗が実施していると回答し、割合としては 90.2%となった。
- 最も多く実施しているとした項目は「レジ袋を廃止して、買い物袋持参の推進をしている」で 24 店舗、次いで「化粧箱や包み紙等の包装の簡素化のため、包装の仕方を消費者に確認している」が 12 店舗となった。

② 再生品の販売推進



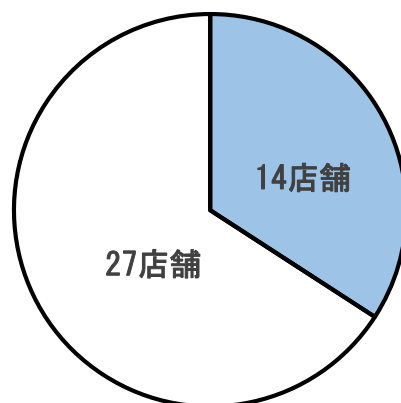
■ 実施している □ 実施していない



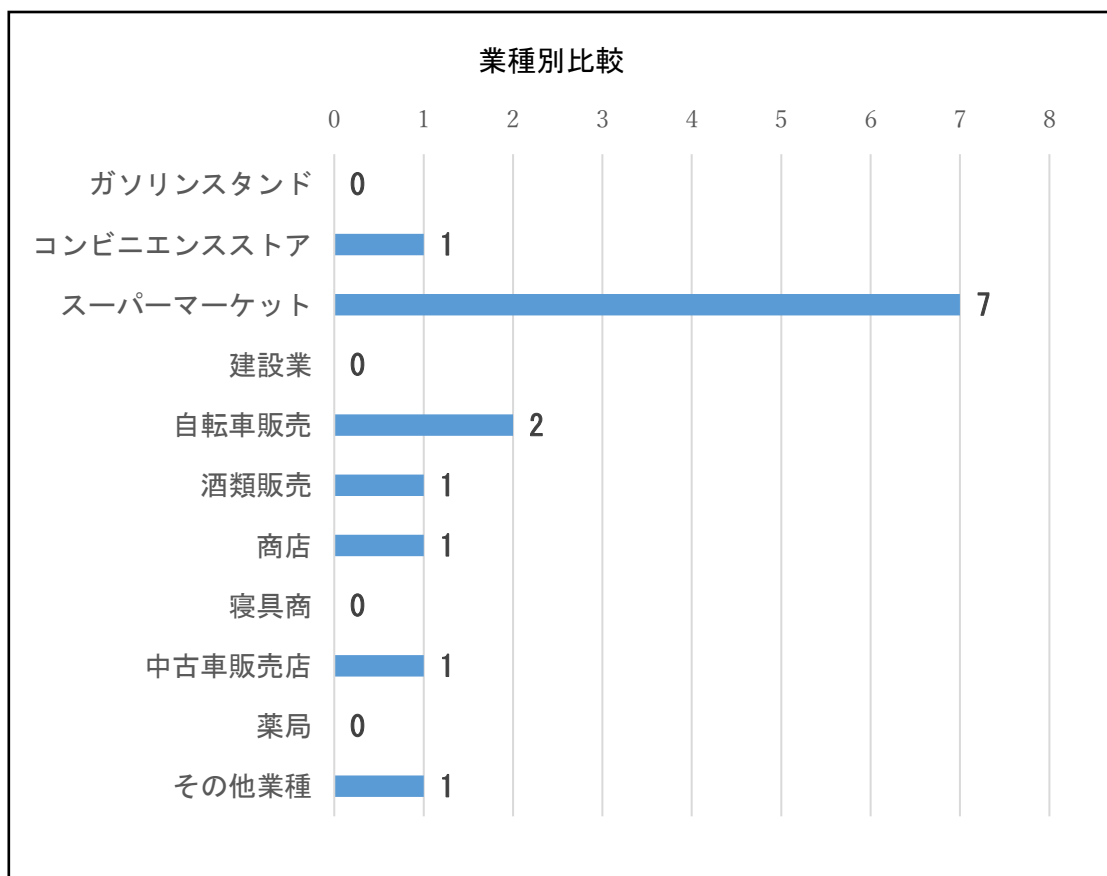
項目名	回答数
再生品、エコマーク商品等地球環境に優しい商品の販売を推進している	14

- 『再生品の販売推進』については、41 店舗中 14 店舗が実施していると回答し、割合としては 34.1%となった。

③ 資源回収及び買換え古品の下取り等の推進



■いずれか1つでも実施 □実施項目なし

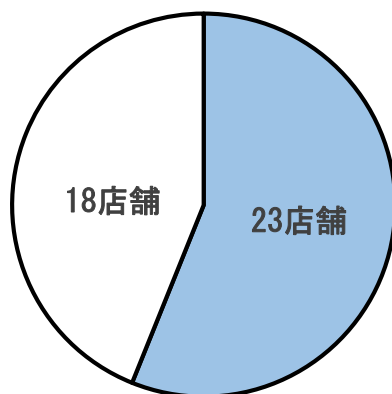


項目名	回答数
トレー、牛乳パック、びん・かん等を店頭で回収し、資源化している	10
リターナブルびんを有償で引き取っている	5
家電製品等について、修理サービスの実施や買換え古品の下取り等を行っている	6

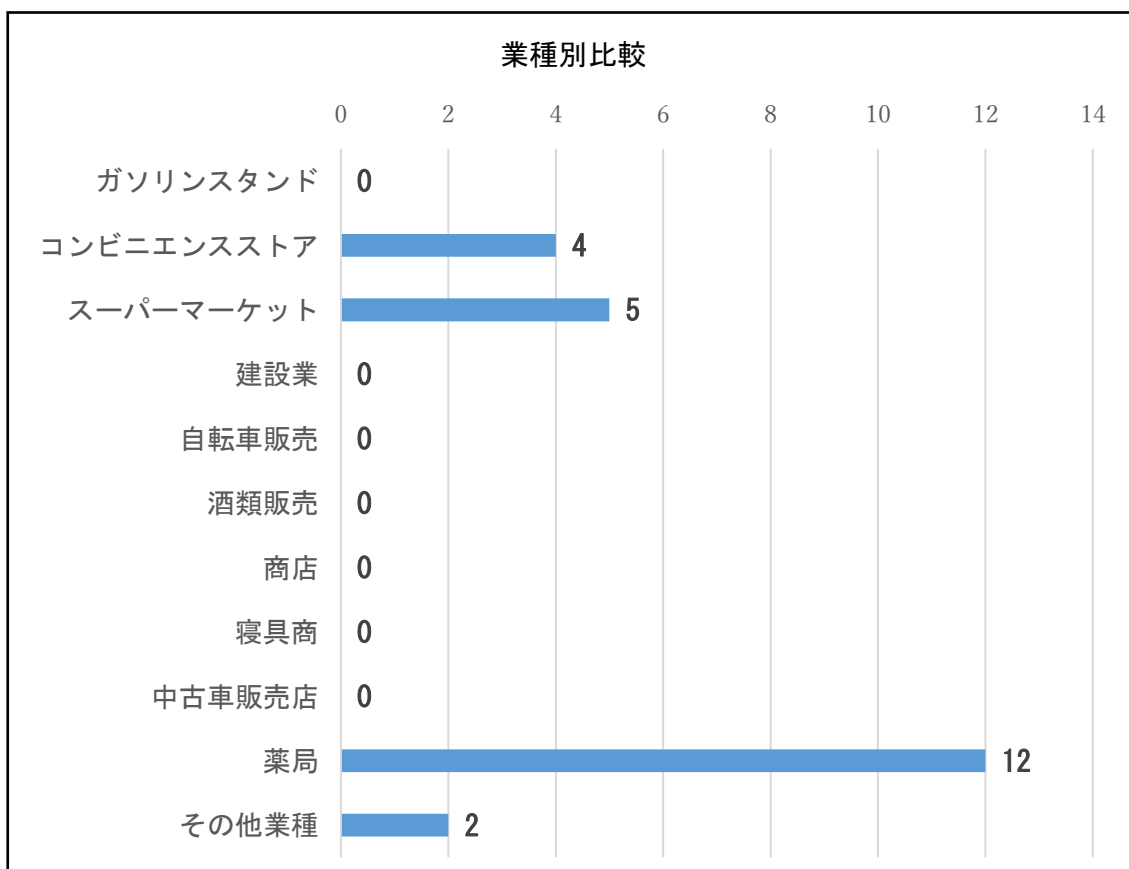
■ 『資源回収及び買換え古品の下取り等の推進』については、41 店舗中 14 店舗が実施していると回答し、割合としては 34.1%となった。

■ 最も多く実施しているとした項目は「トレー、牛乳パック、びん・かん等を店頭で回収し、資源化している」で 10 店舗となった。

④ 詰め替え用品等の無駄のない製品の販売推進



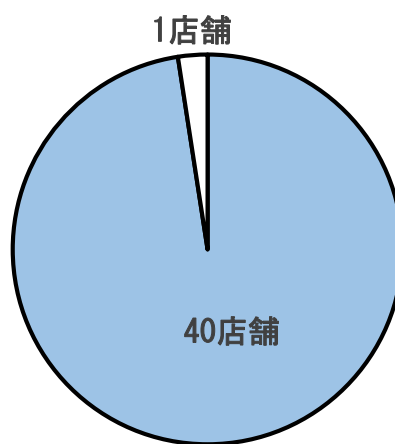
■ いずれか1つでも実施 □ 実施項目なし



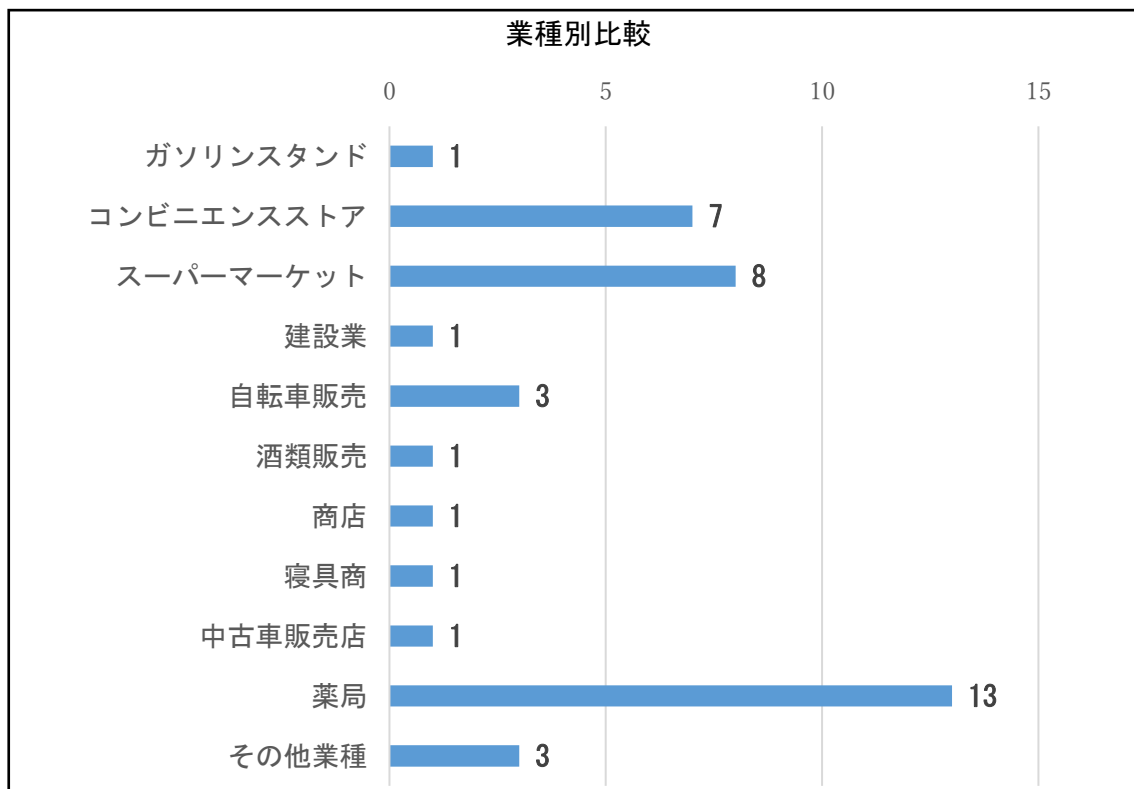
項目名	回答数
詰替え用製品の販売を推進している	23
使捨て容器を使用した商品の販売を自粛している	18

- 『詰め替え用品等の無駄のない製品の販売推進』については、41 店舗中 23 店舗が実施していると回答し、割合としては 56.1%となった。
- 最も多く実施しているとした項目は「詰替え用製品の販売を推進している」で 23 店舗となった。

⑤ その他のごみ減量・リサイクルの推進



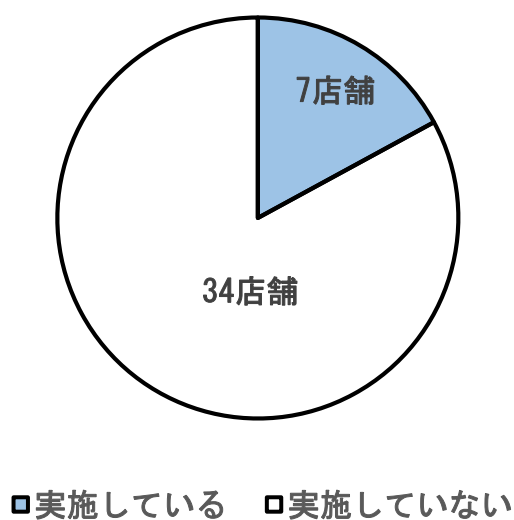
■ いずれか1つでも実施 □ 実施項目なし

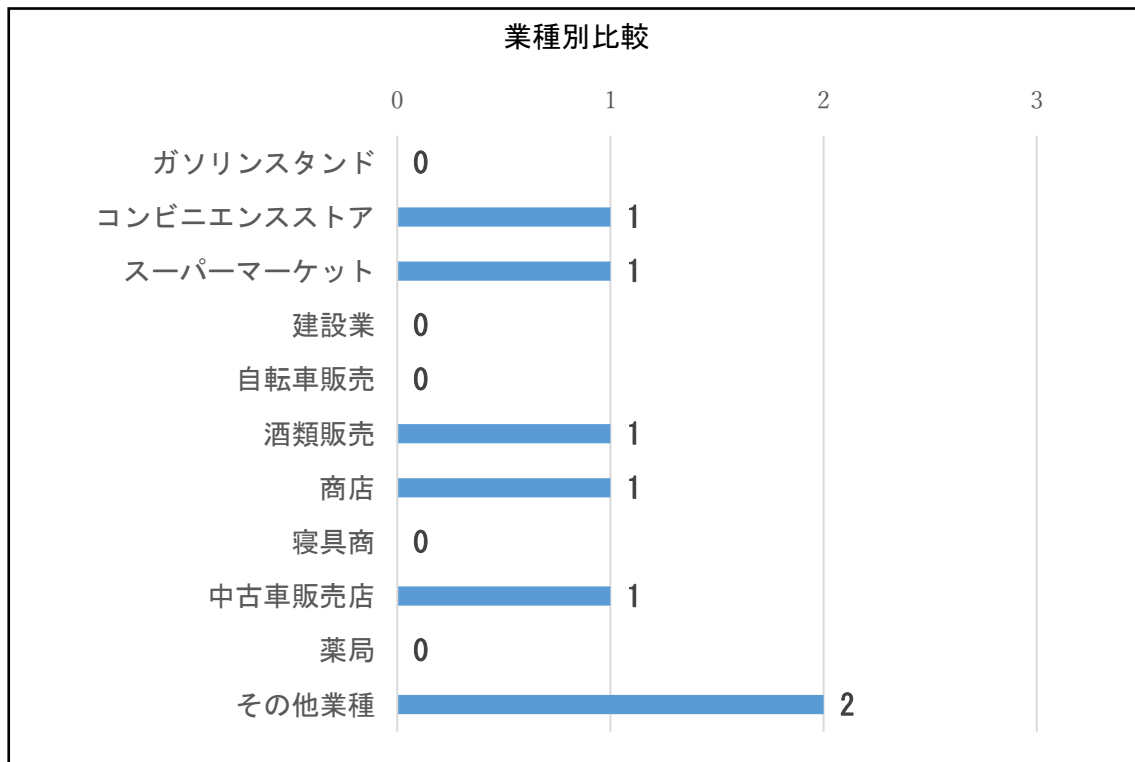


項目名	回答数
消費者へのごみ減量・リサイクルの呼び掛けを行っている	20
メーカー・問屋に対し、包装の簡素化を働き掛けている	6
排出される紙は、資源化している	28
広告、チラシ、ＯＡ用紙等の使用量の減量を図っている	26
使用する紙は、できるだけ再生紙にしている	24
従業員に対して、ごみの減量・リサイクルについて意識啓発を行っている	22

- 『その他のごみ減量・リサイクルの推進』については、41 店舗中 40 店舗が実施していると回答し、割合としては 97.6%となった。
- 最も多く実施しているとした項目は「排出される紙は、資源化している」で 28 店舗、次いで「広告、チラシ、ＯＡ用紙等の使用量の減量を図っている」が 26 店舗となった。

⑥ その他独自に行っているごみ減量・リサイクル推進事業





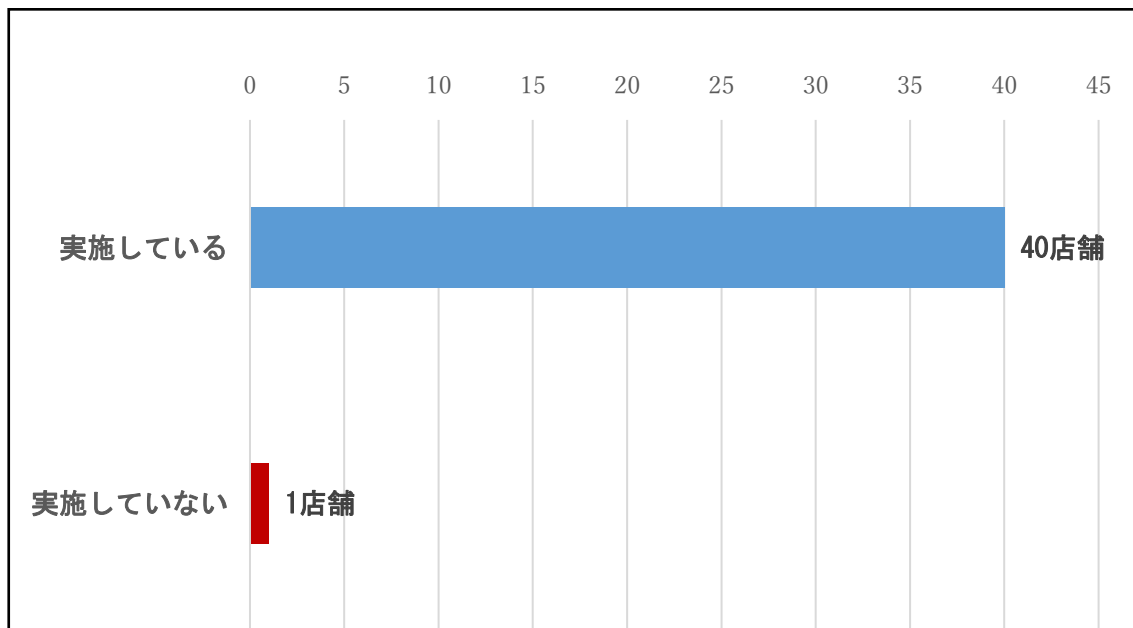
- 『その他独自に行っているごみ減量・リサイクル推進事業』については、41 店舗中 6 店舗が実施していると回答し、割合としては 14.6%となった。
- 以下に、実施していると回答した事業を列記する。

<実施している内容>

- ① ゴミになる前にご自由にどうぞの場所を設け無償で再利用してもらう。
- ② 鉄、アルミや小型家電など有価廃棄物は分別し、業者さまに販売している。
- ③ 当店は瓶詰めが主、空と交換してくる。段ボールは折りたたみ業者に渡している。
- ④ 修理時にお客様にリビルト部品や中古部品をお勧めしている。
- ⑤ ごみ袋はできるだけ 1 個にまとめて出している
- ⑥ 寄付品を店で販売し売上を支援活動団体へ寄付をしている。

2. 推進事業の現在の実施有無について

- ◆ ごみ減量・リサイクル推進店として実施している推進事業について現在も実施しているか尋ねたところ次のとおりの結果となった。



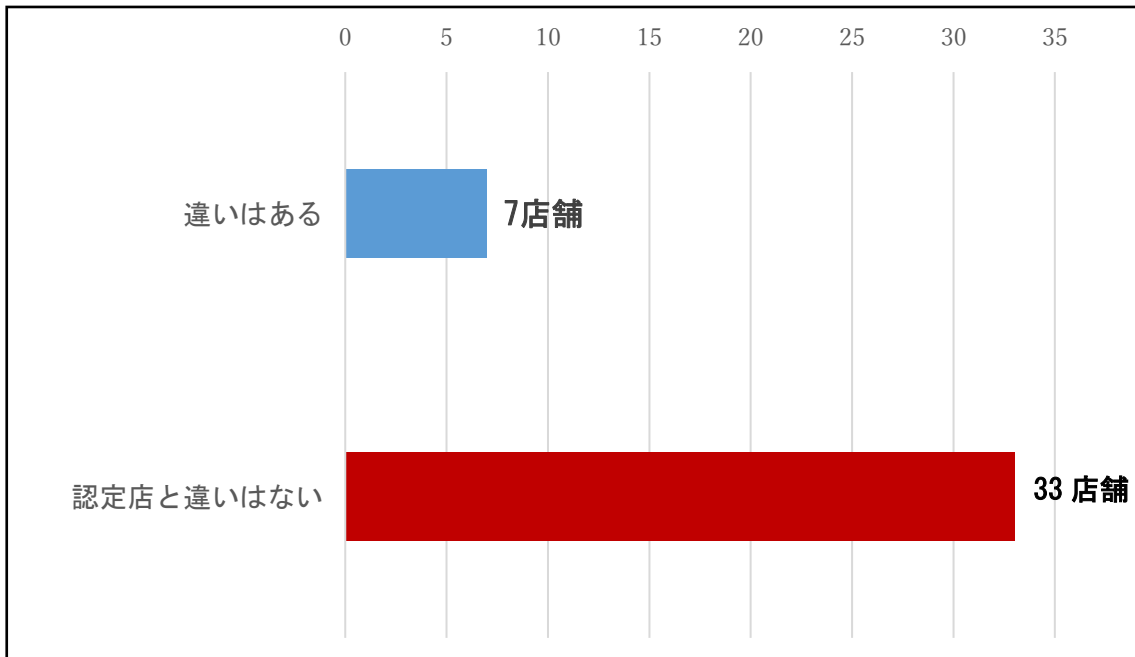
業種別	現在も実施	現在は未実施	合計
ガソリンスタンド	1	0	1
コンビニエンスストア	7	0	7
スーパーマーケット	8	0	8
建設業	1	0	1
自転車販売	2	1	3
酒類販売	1	0	1
商店	1	0	1
寝具商	1	0	1
中古車販売	1	0	1
薬局	13	0	13
その他業種	4	0	4
	40	1	40

- 『推進事業の現在の実施有無』については、41 店舗中 40 店舗が実施していると回答し、割合としては 97.6%となった。

3. 認定店と他店舗との取り組みの違いについて

- ◆ ごみ減量・リサイクル推進店と認定店舗以外の店舗の取り組みの違いについて尋ねたところ次のとおりの結果となった。

なお、当該設問においては設問3「推進事業の現在の実施有無について」で現在も実施していると回答した40店舗に回答を求めている。



業種別	違いはある	認定店と違いはない	合計
ガソリンスタンド	0	1	1
コンビニエンスストア	0	7	7
スーパーマーケット	2	6	8
建設業	0	1	1
自転車販売	0	2	2
酒類販売	1	0	1
商店	1	0	1
寝具商	0	1	1
中古車販売	1	0	1
薬局	0	13	13
その他業種	2	2	4
	7	33	40

- 『認定店と他店舗との取り組みの違い』について、「違いはある」と回答した店舗は40店舗中7店舗となった。「違いはない」と回答した店舗は33店舗となり、「違いはない」の割合としては82.5%となった。

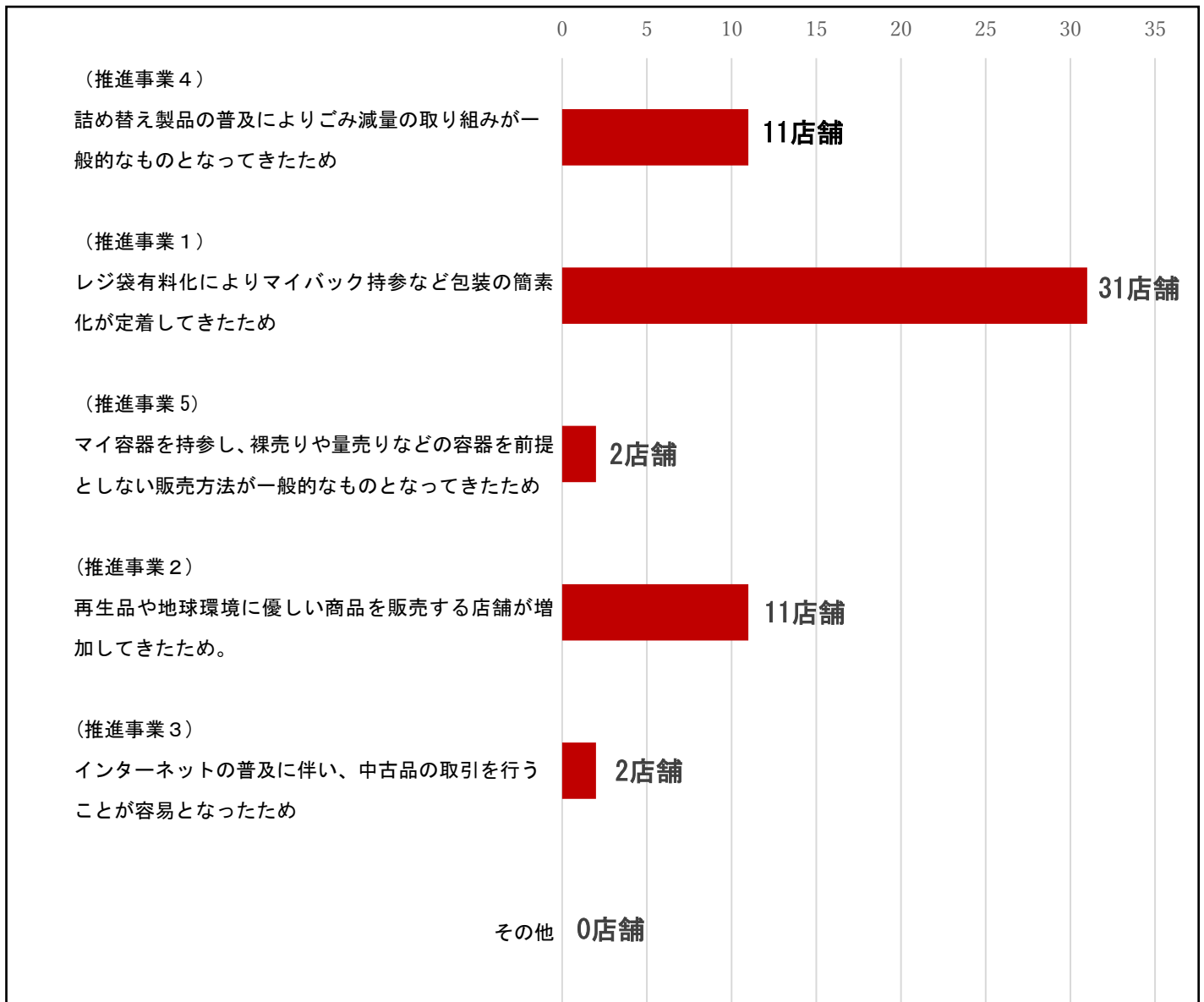
4. 他店舗との取り組みの違いがあると考え理由について

- ◆ ごみ減量・リサイクル推進店と認定店舗以外の店舗の取り組みについて「取り組みの違いはある」と回答した店舗にその理由を尋ねたところ次のとおりの結果となった。
- ◆ 回答いただいた取り組みは【推進事業6】の「独自に行っているごみ減量・リサイクル推進事業」に該当する。
- ◆ 以下に、回答いただいた取り組みの違いを列記する。

- ① 今ではあまり使われなくなった風呂敷を海外の方中心に無償で買い物袋として渡している。
- ② 茅ヶ崎市と協力し、お客さま用の小型家電回収ボックスを店頭に置いている。
- ③ 少量販売の為、お客が小袋を持参する。精米のお客も小分け袋を持参しており、糠も分けている。
- ④ 店により取り扱う品が異なる。
- ⑤ ディーラーは、リビルト部品は使うが中古部品は使わない。
- ⑥ まだまだリサイクルが遅れている。
- ⑦ 寄付された和服等よりメンバーがリメイクした服、バック、小物等を販売し支援活動に使っている。

5. 他店舗との取り組みの違いはないと考える理由について

- ◆ 認定店と取り組みの違いはないと考える理由について尋ねたところ次のとおりの結果となった。
- ◆ 設問においては、取り組みの違いがないと考えられる理由を選択式、又はその他をチェックし自由記述とした。



- 最も多かったのは「レジ袋有料化によりマイバック持参など、包装の簡素化が定着してきたため」で31店舗、次いで「詰め替え製品の普及によりごみ減量の取り組みが一般的なものとなってきたため」と「再生品や地球環境に優しい商品を販売する店舗が増加してきたため。」が11店舗となった。

6. 自由記述

- ◆ その他意見等を自由記述形式で尋ねたところ、次のとおり意見があった。

パックやトレイは生産工場でなければよい。紙製品に切り換えるように。ごみ、リサイクルがどのような流れで成り立っているのか、ごみの埋め立て地、焼却所、分別の仕組み、市の方が頑張っている姿を市民に（1家に1人は必ず）順に見ていただく方法を考えてみてはどうですか、何年か前マイクロバスで行っていたとか、行く方はいつも決まっていて（役員だけ）市民には届いてなかったと聞いています。

指定ごみ袋の使用に伴い皆さんが減量につとめている。

リサイクル推進店の認定マーク（以前は猿の柄でした）を再度店頭に表示したいので作ってください。

7. その他ご意見

- ◆ アンケートの回答を電話で求めたところ、今後の認定制度のあり方を考えさせられる意見があった。

ごみ減量・リサイクル推進店とは何か？認定店として登録されていることを知らなかった。

Ⅲ 調査依頼

令和6年6月5日

茅ヶ崎市ごみ減量・リサイクル推進店各位

資源循環課長

「ごみ減量・リサイクル推進事業に関するアンケート調査」へのご協力をお願い
について（依頼）

日頃よりごみの減量化をはじめ本市の環境行政にご理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市では、平成7年10月1日より、ごみの減量及びリサイクルに積極的に取り組む市内の販売店等を『茅ヶ崎市ごみ減量・リサイクル推進店』として認定してきましたが、レジ袋有料化に伴いマイバッグの持参が一般的となるなど、ごみ環境を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、認定店制度の今後のあり方について検討を行うこととなりました。

つきましては、ご多忙のところ恐れ入りますが、下記のとおりアンケートのご回答にご協力いただきますようお願いいたします。

- 1 調査対象者 茅ヶ崎市ごみ減量・リサイクル推進店登録店舗様
- 2 回答方法 パソコン又はスマートフォンよりご回答ください。
- 3 アンケートフォームログイン方法

次のURL またはQR コードを読み込みご回答ください。

https://dshinsei.ekanagawa.lg.jp/142077u/offer/offerList_detail?tempSeq=74473

- 4 回答期日 令和6年6月28日（金）



問い合わせ先

茅ヶ崎市環境部資源循環課資源循環担当

電話：0467-82-1111 [代表] (内線1221/1222/1223) 0467-81-7178 [直通]

Email：shigen@city.chigasaki.kanagawa.jp

IV 調査票

ごみ減量・リサイクル推進事業に関するアンケート

問1 店舗名等ご記入ください。

店舗名	
担当者名	
業種	
住所	
電話番号	

問2 貴店における推進事業を選んで☑（複数回答可）をしてください。

(1) 包装の簡易化推進

- ☐ 店内に包装しない旨の表示をしている
- ☐ 化粧箱や包み紙等の包装の簡素化のため、包装の仕方を消費者に確認している
- ☐ 商品の一部を覆うにすぎない程度の包装紙を使用している
- ☐ ギフト商品等は、のしを印刷した包装紙を使用している
- ☐ 簡易包装推進のため「オリジナルマーク」を作成して普及に努めている
- ☐ 包装の必要があるときは、有料で実施している
- ☐ ギフト用の箱は、すべて有料としている
- ☐ トレーの使用削減を推進している
- ☐ レジ袋を廃止して、買い物袋持参の推進をしている
- ☐ 裸売りや量売りを推進している

(2) 再生品の販売推進

- ☐ 再生品、エコマーク商品等地球環境に優しい商品の販売を推進している

(3) 資源回収及び買換え古品の下取り等の推進

- ☐ トレー、牛乳パック、びん・かん等を店頭で回収し、資源化している
- ☐ リターナブルびんを有償で引き取っている
- ☐ 家電製品等について、修理サービスの実施や買換え古品の下取り等を行っている

(4) 詰め替え用品等の無駄のない製品の販売促進

- ☐ 詰め替え用製品の販売を推進している
- ☐ 使捨て容器を使用した商品の販売を自粛している

(5) その他のごみ減量・リサイクルの推進

- ☐ 消費者へのごみ減量・リサイクルの呼び掛けを行っている
- ☐ メーカー・問屋に対し、包装の簡素化を働き掛けている
- ☐ 排出される紙は、資源化している
- ☐ 広告、チラシ、OA用紙等の使用量の減量を図っている

- ☐ 使用する紙は、できるだけ再生紙にしている
- ☐ 従業員に対して、ごみの減量・リサイクルについて意識啓発を行っている

その他独自に行っているごみ減量・リサイクル推進事業（具体的にご記入ください。）

問3 問2の推進状況についてあてはまるものに☑をしてください。

※ 一部でも実施しているものがあれば実施しているに☑をしてください。

- ☐ 実施している （問4へ）
- ☐ 実施していない （問7へ）

※実施していないを選択した場合はその理由をご記入ください。

問4 認定店と他店舗との取り組みの違いについてあてはまるものを選択してください。

※ 自身が顧客として他店舗への来店で見受ける取り組みと比較してご判断ください。

- ☐ 多店舗も取り組みを実施しており認定店との違いはない（問5へ）
- ☐ 違いはある（問6へ）

問5 認定店とそれ以外の店舗との取り組みの違いがないと考える理由について、☑（複数回答可）をしてください。

- ☐ 詰め替え製品の普及によりごみ減量の取り組みが一般的なものとなってきたため
- ☐ レジ袋有料化によりマイバック持参など、包装の簡素化が定着してきたため
- ☐ マイ容器を持参し、裸売りや量売りなどの容器を前提としない販売方法が一般的なものとなってきたため
- ☐ 再生品や地球環境に優しい商品を販売する店舗が増加してきたため。
- ☐ インターネットの普及に伴い、中古品の取引を行うことが容易となったため
- ☐ その他（ ）

問6 認定店とそれ以外の店舗との取り組みの違いがあると考える理由について、その内容についてご記入下さい。

（問7へ）

問7 意見等あればご記入ください（自由記述欄）。

アンケートのご回答にご協力いただきまして誠にありがとうございました。

皆さまからご回答いただいたアンケート結果をもとにごみ減量・リサイクル推進店制度の今後のあり方について検討させていただきます。

V 茅ヶ崎市ごみ減量・リサイクル推進店認定要綱

○茅ヶ崎市ごみ減量・リサイクル推進店認定要綱

平成7年10月1日

要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみの減量・リサイクルに積極的に取り組む市内の販売店等をごみ減量・リサイクル推進店（以下「推進店」という。）として認定することにより、販売店等と市民及び市が相互に理解し、協力して、ごみの減量・リサイクルを推進し、限りある資源を確保し、節約することにより生活環境の保全に資することを目的とする。

(ごみ減量・リサイクル推進店)

第2条 推進店の認定の対象となる販売店等は、市内に店舗を有し、別表に定める推進事業を二つ以上実施しているものとする。

(認定)

第3条 推進店の認定を受けようとする販売店等は、茅ヶ崎市ごみ減量・リサイクル推進店認定申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書の提出があったときは、市長は内容を審査して、推進店の認定の適否を決定するものとする。

3 市長は、前項の規定により推進店の認定を決定したときは、ごみ減量・リサイクル推進店認定書（第2号様式、以下「認定書」という。）及びこれを表示するステッカー等（以下「ステッカー等」という。）を交付する。

(事業の推進)

第4条 推進店は、別表に定める基準及びその他ごみ減量・リサイクルに関する事業の推進に努めるものとする。

(周知及び広告)

第5条 市長は、認定した推進店を広報紙等により、市民に周知するよう努めるものとする。

2 推進店は、推進店の認定を受けている旨のステッカー等その他店内掲示を利用して宣伝広告を行うことができる。

(調査の協力)

第6条 推進店は、市長が行うごみ減量・リサイクルの推進状況の調査に協力するものとする。

(認定の取消)

第7条 市長は、推進店が第2条の要件を欠くに至った場合には、推進店の認定を取り消すことができる。

2 前項の規定により認定を取り消された推進店は、速やかに認定書及びステッカー等を返還しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条、第4条関係）

ごみ減量・リサイクル推進店認定基準

推進事業	実施内容
1 包装の簡素化推進	(1) 店内に包装しない旨の表示をしている。 (2) 化粧箱や包み紙等の包装の簡素化のため、包装の仕方を消費者に確認している。 (3) 商品の一部を覆うにすぎない程度の包装紙を使用している。 (4) ギフト商品等は、のしを印刷した包装紙を使用している。 (5) 簡易包装推進のため「オリジナルマーク」を作成して普及に努めている。 (6) 包装の必要があるときは、有料で実施している。 (7) ギフト用の箱は、すべて有料としている。 (8) トレーの使用削減を推進している。 (9) レジ袋を廃止して、買い物袋持参の推進をしている。 (10) 裸売りや量売りを推進している。
2 再生品の販売推進	再生品、エコマーク商品等地球環境に優しい商品の販売を推進している。
3 資源回収及び買換え中古の下取等の推進	(1) トレー、牛乳パック、びん・かん等を店頭で回収し、資源化している。 (2) リターナブルびんを有償で引き取っている。 (3) 家電製品等について、修理サービスの実施や買換え古品の下取り等を行っている。

4 詰替え用品等の無駄のない製品の販売推進	(1) 詰替え用製品の販売を推進している。 (2) 使捨て容器を使用した商品の販売を自粛している。
5 その他のごみ減量・リサイクルの推進	(1) 消費者へのごみ減量・リサイクルの呼び掛けを行っている。 (2) メーカー・問屋に対し、包装の簡素化を働き掛けている。 (3) 排出される紙は、資源化している。 (4) 広告、チラシ、OA用紙等の使用量の減量を図っている。 (5) 使用する紙は、できるだけ再生紙をしている。 (6) 従業員に対して、ごみの減量・リサイクルについて意識啓発を行っている。
6 その他独自に行っているごみ減量・リサイクル推進事業	

第 1 号様式（第 3 条関係）

（表）

茅ヶ崎市ごみ減量・リサイクル推進店認定申請書

年 月 日				
（あて先）茅ヶ崎市長 所在地 名称 代表者名				
茅ヶ崎市ごみ減量・リサイクル推進店認定要綱第 3 条の規定に基づき、次のとおり推進店の認定を申請します。				
販売店（店舗）名				
販売店の所在地				
販売店の代表者名		電話		内線
次のとおり、ごみの減量・リサイクルの推進事業を実施しています。				
推 進 事 業	実 施 内 容			
☐ 包装の簡素化推進	☐ 店内に包装しない旨の表示をしている。 ☐ 化粧箱や包み紙等の包装の簡素化のため包装の仕方を消費者に確認している。 ☐ 商品の一部を覆うにすぎない程度の包装紙を使用している。 ☐ ギフト商品等は、のしを印刷した包装紙を使用している。 ☐ 簡易包装推進のため「オリジナルマーク」を作成して普及に努めている。 ☐ 包装の必要があるときは、有料で実施している。 ☐ ギフト用の箱は、すべて有料としている。 ☐ トレーの使用削減を推進している。 ☐ レジ袋を廃止して、買い物袋持参の推進をしている。 ☐ 裸売りや量売りを推進している。			

(裏)

☐ 再生品の販売推進	☐ 再生品、エコマーク商品等地球環境に優しい商品の販売を推進している。
☐ 資源回収及び買換え古品の下取等の推進	☐ トレー、牛乳パック、びん・かん等を店頭で回収し、資源化している。 ☐ リターナルびんを有償で引き取っている。 ☐ 家電製品等について、修理サービスの実施や買換え古品の下取り等を行なっている。
☐ 詰め替え用品等の無駄のない製品の販売推進	☐ 詰め替え用製品の販売を推進している。 ☐ 使捨て容器を使用した商品の販売を自粛している。
☐ その他のごみ減量・リサイクルの推進	☐ 消費者へのごみ減量・リサイクルの呼び掛けを行っている。 ☐ メーカー、問屋に対し、包装の簡素化を働き掛けている。 ☐ 排出される紙は、資源化している。 ☐ 広告、チラシ、O A用紙等の使用量の減量を図っている。 ☐ 使用する紙は、できるだけ再生紙にしている。 ☐ 従業員に対して、ごみの減量・リサイクルについて意識啓発を行っている。
☐ その他独自に行っているごみ減量・リサイクル推進事業	<u>具体的に記入してください。</u> ☐ ☐

備考 実施している事項にレ印を記入してください。なお、認定にはいずれかの推進事業を二つ以上実施していることが条件になります。

第 2 号様式(第 3 条関係)

ごみ減量・リサイクル推進店認定書

		認定第		号
		年 月		日
名 称				
代表者名		様		
		茅ヶ崎市長		印
茅ヶ崎市ごみ減量・リサイクル推進店として、次のとおり認定します。				
ご み 減 量 ・ リ サ イ ク ル 推 進 推	所在地			
	名 称			
	代表者名			
	推 進 事 業			

ごみ減量・リサイクル推進事業に関するアンケート調査結果報告書

発行／茅ヶ崎市環境部資源循環課